



第33号 平成29年10月発行 恵庭市消防本部予防課

秋の全道火災予防運動がはじまります

「火の用心 ことばを形に 習慣に」

平成29年度全国統一防火標語

平成29年10月15日(日)～10月31日(火)の17日間で秋の全道火災予防運動を実施いたします。市内各施設への防火ポスターの掲示や大型店舗での防火放送などを行い恵庭市全体の防火意識の高揚を目指します。

防火写生展示会のご案内

9月に写生会を実施し、恵庭市幼年火防クラブ員に消防車の絵を描いていただきました。今年度はその絵を消防署にて展示することとしましたのでご案内します。

場所 恵庭市消防署 講堂
有明町2丁目4-14
期間 10月24日(火)から
10月29日(日)まで



住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器の維持管理についてのお話です。
ご自宅の火災警報器は設置してから何年経ちますか？
10年以上経っているお家もあるかと思えます。
設置の義務化になってから10年以上経過しています。
火災警報器の電池の寿命はおよそ10年となっていますので、
近々電池切れになってしまうものも増えてくると思えます。
消防では設置してから10年経つものの交換を推奨しています。
電池だけでなく本体も老朽化しています。
設置していても、もしものときに機能しなければ意味がありません。
定期的な点検と交換時期を意識しましょう。



↑ 恵庭市消防署 階段広告

平成29年度 住宅用火災警報器設置率調査結果

今年の春に恵庭市でも実施いたしました調査の結果が公表されました。

恵庭市の設置率は右の表のとおりとなっており、北海道全体の設置率と同様となっています。

| | 設置率 |
|-----|-----|
| 全国 | 82% |
| 北海道 | 85% |
| 恵庭市 | 85% |

(平成29年6月1日現在)



恵庭市火災予防条例で定めいている住宅用火災警報器の設置が必要な場所

- ① 台所
- ② 寝室
- ③ 階段

※階段への設置は2階に寝室がある場合となります。
ご自宅に設置されているかご確認ください。

● は設置義務があるところです。

問い合わせ
恵庭市消防本部予防課

TEL 0123-33-0990
FAX 0123-33-7105